

各種手当等の申請もれはありませんか？

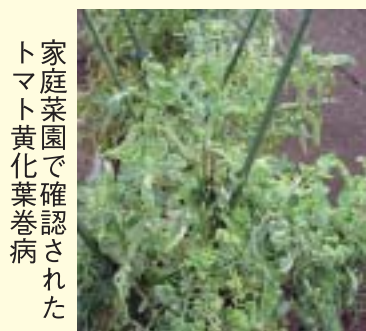
これらの手当等の申請は、いつでも受付けています。しかし、こうした制度があることを知らないで、申請をせず手当を受けていない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。下の表をご覧ください。該当する項目がある方はお問い合わせのうえ、申請手続きをしてください。

手当等の名称	受給資格者等	手当額等 (平成19年4月現在)	所得制限	入院時 食事療養費	自己負担 限度額	自己負担 限度額の詳細
児童手当	小学校第6学年修了前の児童を養育している方	第1・2子月額5,000円 第3子以降月額10,000円 ※3歳未満は10,000円 (平成16年4月1日以降に出生した児童が対象)	有			
こども医療費助成	小学校第3学年修了前の児童を養育している方	保険診療分の自己負担額から高額療養費や附加給付費を差し引いた額。さらに、レセプト1件ごとに(薬局は含まず)自己負担額500円を上限に控除した額。(3歳未満は、栃木県内の医療機関の窓口で保険診療分の自己負担額が無料になるこども医療費助成が利用できます。3歳未満は自己負担控除額500円をいただきます。)	無	有	500円	3歳未満は無
妊産婦医療費助成	母子手帳交付月の初日から出産(流産を含む)の翌月末までの妊産婦		無	無	500円	一律有
ひとり親家庭医療費助成	満18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の親と子		有	無	500円	一律有
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳・診断書で1・2級、療育手帳・診断書でA1・A2、身体障害者手帳3・4級で知能指数50以下等の障害を有する方		無	無	500円	住民税世帯非課税者は申請し該当すると無(助成の特例)

※ 重度心身障害者医療費助成に係る「助成の特例」とは、助成の特例を申請をし、該当した市町村民税世帯非課税者等の方の自己負担控除500円を控除しない特例措置です。

問い合わせ先 保険年金課 ☎40-5558

トマト黄化葉巻病の蔓延防止にご協力ください



家庭菜園で確認された
トマト黄化葉巻病

トマトに寄生するコナジラミ



タバココナジラミ
(ウイルスを媒介します)

- ・体長 0.8mm
- ・翅が重ならない
- ・翅は葉面に対して45度傾く
- ・頭の色が黄色



オンシツコナジラミ
(ウイルスを媒介しません)

- ・体長 1.2mm
- ・翅が重なる
- ・翅は葉面と水平
- ・頭の色が白色

トマト黄化葉巻病は、タバココナジラミという小さな虫が媒介するウイルス病で、トマト、ミニトマト、トルコギキョウで発病が確認されています。下都賀地域でも昨年以降発病が確認されています。発病すると結実しないため、特にトマト農家に大きな被害を与えています。

家庭菜園での発病トマトは重要な伝染源になるため、発病株はすみやかに抜き取り土中に埋設してください。

露地野菜、家庭菜園や花きは、タバココナジラミの繁殖源となりますので、畑周辺の雑草を含めて防除へのご協力をお願いします。

問い合わせ先 産業振興課 ☎48-2112
下都賀農業振興事務所 ☎0282-24-1101